

報告事項No. 1

川崎市地域文化財顕彰制度における
第5回川崎市地域文化財の決定について

川崎市地域文化財顕彰制度における第5回川崎市地域文化財の決定について

1 川崎市地域文化財顕彰制度の概要

(1) 趣旨

川崎市内で、市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財として顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的とする（平成29年12月創設）。

(2) 地域文化財の対象

川崎市内における未指定文化財（法令・条例により指定・登録等がされないもの）

(3) 地域文化財候補の選出及び決定

市民団体等からの推薦を受け、教育委員会事務局文化財課で候補文化財を精査し、文化財審議会での意見聴取を経て、教育長が決定する。所有者には地域文化財証書を交付する。

2 第5回地域文化財の決定

(1) 推薦募集期間 令和4年4月1日～令和4年6月30日

(2) 推薦件数 24件（市内の社寺、歴史・文化財に係る団体、学校等からの推薦）

(3) 地域文化財決定件数 23件 ※継続調査のため1件決定見送り

種別	件数	概要
有形文化財	13	
建造物	2	大師稻荷神社本殿及び拝殿、若宮八幡宮境内の石橋
絵画	0	
彫刻	2	木造女神坐像、木造如来坐像
工芸品	0	
古文書	0	
歴史資料	9	大島八幡神社新田開発の碑、陸軍東部62部隊兵士のハガキ等
考古資料	0	
有形民俗文化財	8	馬絹平台の庚申塔、新城安養寺の力石等
無形民俗文化財	1	麻生不動院のだるま市
記念物（動植物及び地質鉱物等関係）	1	千代ヶ丘小学校の五色八重咲散椿
計	23	（第1回から第5回までの決定数は213件）

決定件数（区別）

所在区	件数
川崎区	12
幸区	1
中原区	1
高津区	4
宮前区	3
多摩区	0
麻生区	2
計	23

3 主なスケジュール

●令和4年12月1日：第5回川崎市地域文化財（決定）

●12月23日：教育委員会定例会（報告）、市議会（報告）、報道機関（公表）

第5回川崎市地域文化財一覧

番号	件名	員数	所在区	種別
1	大師稻荷神社本殿及び拝殿	2棟	川崎区	有形文化財（建造物）
2	若宮八幡宮境内の石橋	1基	川崎区	有形文化財（建造物）
3	木造女神坐像	1軀	宮前区	有形文化財（彫刻）
4	木造如来坐像	1軀	宮前区	有形文化財（彫刻）
5	大島八幡神社新田開発の碑	1基	川崎区	有形文化財（歴史資料）
6	大島八幡神社温故知新の碑	1基	川崎区	有形文化財（歴史資料）
7	吉澤寅之助筆伝桃命名由来の扇面	1面	川崎区	有形文化財（歴史資料）
8	陸軍東部62部隊兵士のハガキ	1点	幸区	有形文化財（歴史資料）
9	千年神社「敬し」の句碑	1基	高津区	有形文化財（歴史資料）
10	川崎大師平間寺海苔養殖紀功之碑	1基	川崎区	有形文化財（歴史資料）
11	川崎大師平間寺九橋の碑	1基	川崎区	有形文化財（歴史資料）
12	川崎大師平間寺種梨遺功碑	1基	川崎区	有形文化財（歴史資料）
13	大島八幡神社の狛犬	1対	川崎区	有形民俗文化財
14	馬絹平台の庚申塔	1基	宮前区	有形民俗文化財
15	新城安養寺の力石	1個	中原区	有形民俗文化財
16	新作八幡宮の幟	1枚	高津区	有形民俗文化財
17	末長杉山神社の狛犬	1対	高津区	有形民俗文化財
18	新作八幡宮の祭礼記録	一括	高津区	有形民俗文化財
19	塩釜神社の狛犬	1対	川崎区	有形民俗文化財
20	水神社の石造道祖神	1軀	川崎区	有形民俗文化財
21	田町稲荷神社の手水石	1基	川崎区	有形民俗文化財
22	麻生不動院のだるま市	/	麻生区	無形民俗文化財
23	千代ヶ丘小学校五色八重咲散椿	1本	麻生区	記念物（動植物及び地質 鉱物等関係）

川崎市地域文化財顕彰制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市内（以下「市内」という。）で、市民生活、市民文化や地域風土に根ざして継承されてきた文化財を、川崎市地域文化財（以下「地域文化財」という。）として顕彰及び記録することにより、文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくりに寄与することを目的とした川崎市地域文化財顕彰制度（以下「顕彰制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(地域文化財の対象)

第2条 地域文化財の対象は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）及び川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）の規定による指定、登録、選択、選定及び認定（以下「指定等」という。）がされていないもので、次の各号に掲げるものとする。

(1) 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上の意義を有するもの並びに考古資料及び歴史資料として重要なもの

(2) 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上の意義を有するもの

(3) 無形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術その他の無形の文化的所産で、市民生活の推移の理解に役立つもの

(4) 有形民俗文化財

無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で、市民生活の推移の理解に役立つもの

(5) 記念物（遺跡関係）

古墳、社寺跡、城跡、旧宅その他の遺跡で学術上の意義を有するもの

(6) 記念物（名勝地関係）

庭園、林叢、井泉、丘陵その他の名勝地で歴史上又は芸術上の意義を有するもの

(7) 記念物（動植物及び地質鉱物等関係）

動植物及び地質、鉱物等で学術上の意義を有するもの

(8) 文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で地域の生活又は生業の理解に役立つもの

(9) 伝統的建造物群

周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群

(10) 文化財保存技術

市内の文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能（地域文化財候補の選出）

第3条 地域文化財の候補は、次のいずれかから推薦されたものとする。

(1) 市民団体等

(2) 市内各区役所

(3) 川崎市文化財審議会委員

2 前項の規定による地域文化財の候補を推薦しようとする者（以下「推薦者」という。）は、川崎市地域文化財推薦書（第1号様式）に対象文化財の概要がわかる写真その他必要な資料を添えて川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

3 推薦者は、同意書（第2号様式）により所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

（地域文化財の決定）

第4条 地域文化財の決定は、教育長が行う。

2 教育長は、地域文化財の決定にあたり、川崎市文化財審議会の意見を聴くこととする。

（証書の交付）

第5条 前条による決定をしたときは、教育長は所有者等に川崎市地域文化財証書（第3号様式）を交付する。ただし、所有者等が判明しない場合は、当該地域文化財の管理者に交付することとする。

（地域文化財の管理）

第6条 地域文化財の所有者等及び管理者（以下「所有者・管理者等」という。）は、地域文化財を適切に管理し、保存・活用に努めるものとする。

2 所有者・管理者等は、地域文化財の管理や現状変更等に際して、川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に助言を求めることができる。

3 教育委員会は、地域文化財の所有者・管理者等に対し、その管理及び保護について必要な助言を行うものとする。

（滅失又は毀損等の届出）

第7条 地域文化財が滅失、毀損又は亡失したときは、所有者等又は管理者は滅失・毀損・亡失届（第4号様式）により、速やかにその事由を具して教育長に届け出るものとする。

（現状変更及び所在変更の届出）

第8条 地域文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき及び地域文化財の所在を変更し、又は所有権を移転しようとする

るときは、所有者等は現状変更・所在変更届（第5号様式）により、教育長に届け出るものとする。

（所有者・管理者等の変更）

第9条 所有者・管理者等は、地域文化財の所有者・管理者等に変更が生じた場合は、新しく所有者・管理者等となったものが、所有者・管理者等変更届（第6号様式）により、速やかに教育長に届け出るものとする。

（証書の再交付）

第10条 所有者・管理者等が川崎市地域文化財証書を紛失若しくは亡失し、又は著しく破損若しくは汚損したときは、川崎市地域文化財証書再交付申請書（第7号様式）を教育長に提出し再交付を受けることができる。

（地域文化財の顕彰）

第11条 教育委員会は、地域文化財の管理に支障のない範囲で広く市内外に周知し、地域文化財に関する情報発信を行うものとする。

（地域文化財の記録）

第12条 教育委員会は、地域文化財について、川崎市地域文化財台帳（第8号様式）に登載し、現状変更等の履歴及び活用について記録する。

（地域文化財の決定の取消）

第13条 教育長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、地域文化財の決定を取り消すものとする。

（1）滅失、毀損等により地域文化財としての価値を失ったとき。

（2）地域文化財が市内に所在しなくなったとき。

（3）文化財保護法、神奈川県文化財保護条例及び川崎市文化財保護条例による指定等を受けたとき。

2 教育長は、地域文化財が次の各号のいずれかに該当する場合は、地域文化財の決定を取り消すことができる。

(1) 所有者等からの申し出があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特別な事由が生じたとき。

3 教育長は、前2項の規定により決定を取り消した場合は、川崎市地域文化財決定取消通知書(第9号様式)により、所有者等に通知するものとする。

(事務の所管)

第14条 顕彰制度の運営に関し必要となる事務は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課が所管する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則(平成30年11月1日教育長決裁 30川教文第680号)

この要綱は、決裁の日から施行する。